

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」によるガス料金の値引き継続について

- » 政府の令和5年度「電気・ガス価格激変緩和対策事業(以下、激変緩和対策)」に基づき、2024年2月検針分料金(1月使用分)以降も、ガス料金の値引きを継続します。
- ┢引きに際しては、お客さまによるお申し込み手続きは不要です。

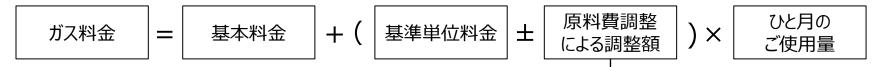
対象のお客さま	当社とガス需給契約を締結いただいている年間契約量が1,000万m³ 未満のお客さま ※発電事業向けのガス販売*¹については対象外となります。		
期間	2024年2月検針分(1月使用分)料金~2024年6月検針分(5月使用分)料金		
政府の支援単価 (税込)	2024年2月検針分(1月使用分)料金~ 2024年5月検針分(4月使用分)料金	15円/m³	
	2024年6月検針分(5月使用分)料金	7.5円/m³	
値引き方法	ガス基本約款等*2を変更し、政府の支援単価を踏まえて毎月の原料費調整を行います。		
その他	お客さまによるお申し込みは不要です。 また、ガス基本約款等の変更に伴う書面は交付しません。		

- *1 発電事業を営むお客さまが発電されるために使用されるガスは対象外となります。
- *2 ガス基本約款等すべての供給条件

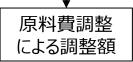


ガス料金の割引方法について

- » 政府の激変緩和対策の支援単価を踏まえ、平均原料価格を引き下げ原料費調整 に よる調整額を引き下げることで、ガス料金を割引します。
- 1. ガス料金の計算方法について



2. 政府支援を踏まえた割引方法について(例)



= 0.081×原料価格変動額÷100円×(1+消費税率)

*ご契約内容により、原料費調整額の算定式は異なります。

平均原料価格≥基準原料価格のとき: 平均原料価格 - 基準原料価格 平均原料価格 < 基準原料価格のとき: 基準原料価格 - 平均原料価格

- ※平均原料価格は、財務省が公表するLNG、LPGの貿易統計をもとに算定します。
- ▶ 激変緩和対策実施期間においては、政府の支援単価を踏まえ、LNG平均価格を引き下げることで平均原料価格を引き下げて原料費調整による調整額を毎月算定し、ガス料金を値引きます。
- 詳細は、各料金の供給条件をご確認ください。



「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による電気料金の値引き継続について

- » ガス料金同様に、政府の激変緩和対策に基づき、2024年2月検針分料金(1月使用分)以降も、電気料金の値引きを継続します。
- ┢引きに際しては、お客さまによるお申し込み手続きは不要です。

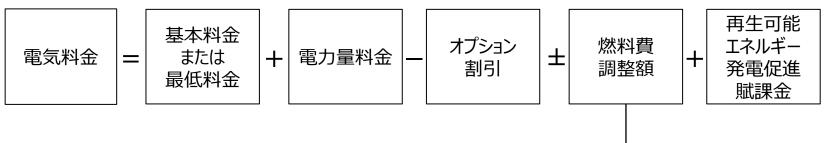
対象のお客さま	当社と電気需給契約を締結いただいているお客さま ※特別高圧のお客さまは対象外となります			
期間	2024年2月検針分(1月使用分)料金~2024年6月検針分(5月使用分)料金			
政府の支援単価 (税込)	2024年2月検針分(1月使用分)料金~ 2024年5月検針分(4月使用分)料金	低圧のお客さま	3.5円/kWh	
		高圧のお客さま	1.8円/kWh	
	2024年6月検針分(5月使用分)料金	低圧のお客さま	1.8円/kWh	
		高圧のお客さま	0.9円/kWh	
値引き方法	電気供給約款等*1を変更し、政府の支援単価を毎月の 燃料費調整額に反映します。			
その他	お客さまによるお申し込みは不要です。 また、電気供給約款等の変更に伴う書面は交付しません。			

*1 電気供給約款等すべての供給条件

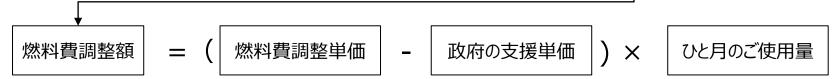


電気料金の割引方法について

- » 政府の支援単価を燃料費調整単価より差し引きすることで、激変緩和対策実施期間に おいて電気料金を値引きします。
- 1. 電気料金の計算方法について



2. 政府支援を踏まえた割引方法について



- 激変緩和対策実施期間においては、毎月「燃料費調整単価」から政府の支援単価を差し引いたうえで燃料 費調整額を算定します。
- 例えば、低圧のお客さまで燃料費調整単価が10.91円/kWhの場合、当該単価より政府の支援単価である3.5円/kWhを差し引いて7.41円/kWhとした上で、ひと月のご使用量を乗じて燃料費調整額を算定します。